

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十二年六月一日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
ますはら義剛戸河内町後援会	佐々木 寛治	斉藤 マユミ	山県郡安芸太田町大字上殿五九三